

topics

01 介護保険事業計画策定委員会の委員を募集します

あいくる保健福祉課
高齢者包括G

本町では、第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）を策定していますが、毎年度計画の達成状況の点検及び評価を行い、次期第7期計画の策定に向けて、町民の意見を反映するため委員を募集します。

- 募集資格 (1) 南幌町民で要支援1か2の方で介護予防サービスを利用されている方
(2) 南幌町民で要介護1以上の方がご家族におり、居宅サービスを利用しながら在宅で介護されている方
- 募集人数 募集資格(1)及び(2)各1名(応募多数の場合は抽選となります)
- 任期 平成28年5月～平成30年3月
- 応募方法 5月12日(木)までに保健福祉課高齢者包括G(☎378～5888)までご連絡ください。その際に、募集資格と動機の確認をさせていただきます。

topics

02 確認じゃ！高齢者向け給付金

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

高齢者向け臨時福祉給付金の申請受付が4月15日から始まっています。関係書類が届き、まだ申請にいられていない方は、あいくるまでお越しください。

- 支給対象者 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方
- 支給額 1人につき 30,000円(支給は1回)
- 申請方法
 - ・臨時福祉給付金を受け取るためには、平成27年1月1日時点で住民票がある市町村へ申請が必要です。
 - ・申請書は、4月中旬に対象となる可能性がある方に発送していますが、申請書が届いた方でも、給付金の対象とならない場合があります。
 - ・申請書は、住民票上の住所に郵送します。引っ越し等で申請書が届かなかったり申請書を紛失した場合は、お問い合わせください。
- 申請期間 7月15日(金)まで ※土・日曜日、祝日を除く
- ご持参いただくもの
 - ・申請書
 - ・印鑑
 - ・対象と思われる世帯全員の本人確認書類の写し(保険証・免許証等)
※代理で申請される方は、代理人の本人確認書類の写し
 - ・通帳の写し
(金融機関及び支店名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかるもの)
- 給付を装った詐欺にご注意ください！
南幌町がATM(現金自動預払機)の操作をお願いしたり、給付金を支給するために手数料を求めることは絶対にありません。
また、ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG(☎378～5888)

申請じゃ！

確認じゃ！



広報なんぼろ 特派員募集！

日頃考えていることや、皆さんに知ってほしいことなど、広報を通じて掲載してみませんか？

- ◆ 特派員になれる方 町内に住んでいる18歳以上の方
- ◆ 特派員の仕事 広報なんぼろに掲載する取材及び原稿執筆(年数回)
- ◆ 申込方法 ①住所 ②氏名 ③年齢 ④取材・執筆したいことを任意の用紙に記入し、5月31日(火)までに、お申込みください。

【応募先・お問い合わせ】まちづくり課企画情報G

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の支給月額は、4月から下記のとおりとなります。各手当を新規に申請される場合は、所定の診断書等の提出が必要となりますので、あいくる保健福祉課福祉障がいGまでお問い合わせ下さい。

■特別児童扶養手当

20歳未満で、精神または身体に一定の障がいがある児童を育てる父母または養育者に支給されます。ただし、児童が児童福祉施設に入所している場合などは受給することができません。(所得制限あり)

区 分		平成28年3月まで	平成28年4月から
特別児童扶養手当	1級	51,100円	51,500円
	2級	34,030円	34,300円

※各手帳の級とは別になります。

■障害児福祉手当・特別障害者手当

在宅で精神または身体に重度の障がいがある方で、著しく重度の障がい状況にあり日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給されます。(所得制限あり)

区 分	平成28年3月まで	平成28年4月から
障害児福祉手当	14,480円	14,600円
特別障害者手当	26,620円	26,830円

※障害児福祉手当：20歳未満、特別障害者手当：20歳以上

■お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG (☎378~5888)

民生委員・児童委員は、「民生委員法」および「児童福祉法」により厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、ひとり暮らしの高齢者、障がい者がいるお宅への訪問や見守り、登下校時の児童・生徒に対する声かけ活動をはじめ、暮らしに関すること、育児や教育に関することなどにおいて、皆さんの立場に立って相談・支援を行い、内容に応じて、町や関係機関への橋渡しをするなど身近な地域福祉の担い手として大きな役割を果たしています。また、子どものことを専門に担当する「主任児童委員」も2名います。日常生活や教育・子育てなどで困ったことや悩みごとがありましたら、お住まいの地区担当委員までお気軽にご相談ください。

担当地区	氏 名	住 所
三重・中樹林	大串 照子	南11西5
青葉・13区	林 仁	南14西5
青葉・13区	熊木 清二	南12西1
6 区	段坂 幸枝	元町4丁目3-10
6 区	藤田美知子	元町4丁目1-16
7・8区	高橋 良二	南16西13
9・10区	岩城 勝道	南12西15
11・12区	岡部 洋幸	南16西19
11・12区	千成 勝治	南17西20
稲 穂	門田 雅彦	稲穂3丁目3-16
14 区	岩野 博子	北町2丁目2-7
14 区	木村 修治	栄町1丁目1-26

担当地区	氏 名	住 所
15区・中央	横井 和子	中央1丁目8-15
15区・中央	内田寿美子	栄町1丁目2-27
西 町	川口 幸一	西町3丁目9-13
西 町	中山 光子	西町1丁目5-1
北 町	加藤 修	北町5丁目4-16
北 町	磯野 薫	北町2丁目7-2
緑 町	小林 市男	緑町5丁目5-1
緑 町	太田 重雄	緑町4丁目2-15
東町・美園	西川志津子	東町1丁目2-12
主任児童委員	中鉢須美子	南11西9
主任児童委員	佐藤 純子	西町2丁目1-5

■お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG (☎378~5888)

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給して、家庭生活の安定に寄与し、次世代を担う児童を健全に育てることを目的としています。

■支給対象 0歳から中学校卒業（15歳になった後の最初の3月31日）まで

■支給月額

- ・3歳未満 15,000円
- ・3歳以上小学校修了前（第1、2子）10,000円
（第3子以降）15,000円

・小学校修了後中学校修了前 10,000円

・特例給付（所得制限を超えた場合） 5,000円

※所得制限限度額は扶養親族3人の場合（妻・子ども2人）で年収960万円です。

■支給月 6月・10月・2月に、それぞれ前月分までが支払われます。

■注意事項 次の方は、申請手続きが必要です。

- ・出生などにより、新たに養育する児童が増えた方
- ・南幌町に転入された方
- ・南幌町から転出される方
- ・公務員を退職された方

■お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG（☎378～5888）

町では、協働のまちづくりを推進するため、団体が地域の課題解決などに取り組む活動を積極的に応援します。この事業は、「地域おこしのために、こんなことをやってみたい」など、町内の団体（5名以上）が自主的に取り組む公益的で非営利かつ特色ある活動に対して助成します。

今年度より、本町から団体運営に関する補助金を受けている団体も要件を満たせば申請できるようになりました。

■申請締切日 5月20日（金）

■交付要綱・申請書関係

町ホームページより必要な書類をダウンロードしてください。また、情報コーナー（役場、あいくる、夕張太ふれあい館）にも関係資料を配置しています。

■補助対象経費

当該団体が負担する経費とします。ただし、人件費等の運営経費、慰労会経費、備品等は除きます。

■審査会と報告会

申請団体には、審査会において、事業内容のプレゼンテーション（説明）をしていただき、採択の可否及び補助金額の審査を行います。なお、原則として、審査会を経て正式に事業の採択及び補助金の交付が決定してから事業開始となります。また、年度末頃に報告会も予定しています。

■その他 申請前に必ずまちづくり課企画情報Gにご相談ください。

▶補助メニュー◀

協働のまちづくり事業

魅力あるまちづくりや地域創生に関して、効果の見込める事業等

○補助率10分の8以内 ○補助上限額50万円

地域コミュニティ活性化事業

良好な地域コミュニティの形成に寄与する事業や課題解決が期待できる自主的な地域活動事業等

○補助率10分の7以内 ○補助上限額30万円

地域交流推進事業

町外団体との交流や町内で行う交流の推進を目的とした事業で、文化、教育、福祉又はまちづくり等に寄与する事業

○補助率10分の5以内 ○補助上限額30万円



6月1日は、人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱した民間の人たちで、様々な経験を持つ人たちが、地域の中で人権思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護するために活動しています。また、街頭啓発、講演会や座談会などを通じて、人権の大切さについての理解を深めてもらうための活動にも努めています。

《人権擁護委員が委嘱されました》

段坂正登士さん（6区）が4月1日付けで法務大臣から人権擁護委員としての委嘱を受けました。

人権擁護委員は、地域の方から相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局と協力して人権侵害による被害者の救済や人権について関心を持ってもらうための啓発活動も行っています。

町内には段坂さんの他、岩井淳一さん（6区）、小友和枝さん（西町）が人権擁護委員さんとしてご活躍されております。

日常生活の中で生じるさまざまな人権問題について、悩んだとき、困ったときは、ぜひ地域の人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守され、難しい手続きも不要です。

《人権・困りごと相談所》

気軽に相談できる場所として、人権・困りごと相談所が法務局で常時開設されており、人権擁護委員及び法務局職員が対応しています。詳細については、札幌法務局岩見沢支局（☎0126～22～0619）までお問い合わせください。

みんなの人権110番（☎0570～003～110）
子どもの人権110番（☎0120～007～110）
女性の人権ホットライン（☎0570～070～810）



《特設人権・困りごと相談所開設》

岩見沢人権擁護委員協議会及び札幌法務局岩見沢支局は、次の日時で特設人権・困りごと相談所を開設します。いじめ、虐待、離婚・DVなどの家庭内のもめごと、近隣とのトラブルなど、何か身近なことで困っていることはありませんか。あなたの街の人権擁護委員がご相談に応じます。

なお、相談は無料で秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

- 日時 6月1日(水) 10時～12時まで
- 場所 保健福祉総合センターあいくる 2階会議室

南空知ふるさと市町村圏組合では、南空知9市町の施設見学や温泉入浴などを盛り込んだバスツアーを行います。ぜひこの機会に、意外と知らなかった身近なまちの魅力を再発見してみませんか。

- 開催日時 6月10日(金) ※雨天決行
9時30分～16時40分(予定)
- 見学場所 (長沼町) 東庭園、レストランテ・クレス長沼店、ハーベストファームショップ、道の駅マオイの丘
(栗山町) 栗山公園、シャトレゼ
- 申込期間 5月9日(月)～20日(金)
- 集合場所 役場駐車場
- 定員 5名 ※定員超過の場合は、後日連絡します。
- 持ち物 バスタオル、フェイスタオル
- 参加負担金 大人2,600円
小人1,350円(小学生以下)
※入場料、昼食・入浴代、保険料含む
- 申込・お問い合わせ まちづくり課企画情報G



topics

09

家庭の粗大ごみを収集します ～指定袋に入らないごみが対象です～

住民課
環境交通G

■日程

- 5月9日(月) 6区の一部(市街地区)、7区の一部(市街地区)、14区、15区、西町
- 5月10日(火) 北町、中央(旧HKハイム)、緑町、東町、美園
- 5月13日(金) 三重、6区の一部(市街地区を除く)、7区の一部(市街地区を除く)、8区、9区、10区、11区、12区、13区、中樹林、稲穂、晩翠工業団地居住地区

■出し方の注意

- 収集日の当日朝8時30分までに指定のステーションに出しましょう。
- 残されたごみは、出した方が責任を持って、持ち帰りましょう。
- 粗大ごみの多い間違い
- スキー靴・掃除機・炊飯器・傘など、不燃ごみ用指定袋(青色袋)に入る大きさのものは収集されません。通常の収集日に袋に入れて出してください。
- ごみを、ダンボール・発砲スチロール・ビニール袋などに入れたものは収集できませんので、そのままの状態を出してください。
- 収集されないもの
- 車輛部品(バンパー、タイヤ、バッテリー等)、消火器、ドラム缶、スプリング入りマットレス、コンクリート、ブロックは収集されません。
- 家電製品(テレビ・洗濯機・冷蔵(凍)庫・エアコン)、パソコンは収集できません。各リサイクル法等に基づき適正に処理してください。
- 全町クリーン月間
5月1日から31日までの1ヵ月間は、「全町クリーン月間」として、各町内会、行政区の皆さんのご協力をいただき、全町一斉清掃を実施しています。実施期間中、お住まいの地域での参加をお願いします。皆さんで、協力し合い、きれいなまちにしましょう!

topics

10

特別支援教育センター教育相談について

ぼろろ生涯学習課
学校教育G

北海道立特別支援教育センターでは、お子さんの発達の状態や行動等に心配がある保護者を対象に、就学に関する巡回教育相談を行います。相談は無料で、相談時間は90分です。

- 相談の対象 (1) 来年度、小学校・中学校へ就学予定のお子さんの就学にかかわる相談
※学校へ就学後、教育の場の変更について相談を希望される方を含みます。
(2) (1)以外のお子さんの教育相談 ※会場の相談件数の範囲内でお受けします。
- 場 所 砂川市公民館(砂川市西8条北3丁目)
- 日 時 6月9日(木) 11時～17時
6月10日(金) 8時30分～17時
- 申 込 み 5月9日(月)までに教育委員会生涯学習課学校教育Gへ(☎378～6620)
- そ の 他 相談日以外でも、直接、北海道立特別支援教育センター(札幌市中央区円山西町2丁目1番1号 ☎612～5030)で相談することができます。※要予約

広告

生活に密着した地元紙

北海道新聞 道新スポーツ

日本経済新聞
朝日・日刊スポーツ

朝刊配達スタッフ募集

- ・ 職種 朝刊配達
- ・ 年齢 高校生以上
- ・ 休日 週1回
- ・ 給与 月28,000円～80,000円
(配達区域によって変動あり)



北海道新聞松田販売所 ☎378-2755 FAX378-3310

経済構造統計を作成するために行う調査で、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所と企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

■調査の流れ

町内にある全ての事業所と企業が対象となり、調査員調査と直轄調査の2つの方法で実施します。

- ・調査員調査…主に単独事業所及び新設事業所（町内約200）に調査員が訪問し調査書類を配布。
- ・直轄調査…主に支社等を有する企業及び一部の単独事業所（町内約70）に国が本社宛に調査書類を郵送。

■調査の日程

■調査票等の配布 5月20日（金）～31日（火）

■回答方法は、インターネット回答または調査票での提出どちらかを選択できます。

- ・インターネットによる回答 5月20日（金）～6月7日（火）
- ・調査票の回収 6月1日（水）以降に調査員が直接回収に伺います。

■「かたり調査」にご注意を！

調査の実施時期に合わせ、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、事業所・企業の情報を聞き出そうとする、いわゆる「かたり調査」が発生する恐れがあります。

調査員は必ず調査員証及び従事者用腕章を携帯しています。不審に思われた際には回答せず速やかにご連絡ください。

■ご協力をお願いします！

「統計法」では、正確な統計を作成するために、調査に回答する義務が定められています。回答いただいた内容は、統計作成のためだけに使用され、統計以外の目的に使用されることは一切ありません。

南幌町のより良い未来を作る大切な調査として、みなさまのご理解をいただき、積極的な回答をよろしくお願いいたします。

■お問い合わせ 産業振興課商工観光G

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方が通院・通学のために使用する軽自動車にかかる税金は、申請をすることで税金が減免されます。

■提出書類

- ①減免申請書
- ②平成28年度軽自動車税納税通知書
- ③自動車を運転する方の運転免許証
- ④身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれか
- ⑤自動車検査証の写し
- ⑥通院証明書、通学証明書等（生計を同じくする方が軽自動車を所有又は運転する場合）

■提出期限 5月20日（金）まで

■お問い合わせ 税務課課税G

当クラブでは、交通事故のない安全で明るい地域づくりのため奉仕活動を実践し、会員の運転技術の維持向上や交通安全知識の習得のための研修を通じて、会員同士の親睦を図ることを目的としています。

おおむね65歳以上の方であればどなたでも加入できます。

- クラブの活動 ・各種交通安全運動への参加 ・交通安全研修会の実施
- 会費 年間 1,000円（会員にはジャンパーと帽子が支給されます。）
- お問い合わせ 住民課環境交通G

家庭菜園やガーデニングに土と肥料は必要不可欠です。肥料を家庭から出る「生ごみ」で作ってみたいかがですか。「生ごみ」を堆肥化することで、ごみの量が減り、おいしい野菜も採れ、きれいな花が咲いたとしたら、とても環境にやさしい生活が送れるのではないのでしょうか。

■補助対象容器

家庭から出る「生ごみ」を手軽に処理し、堆肥化できる「生ごみ堆肥化容器」、「電動生ごみ処理機」の購入費の一部補助を行っています。

▷生ごみ堆肥化容器

生ごみを土中の微生物の動きによって分解し、堆肥化する容器で、土の上に据えるものです。容量が100ℓ以上のものが補助対象です。数量は、一世帯3個まで対象となります。ただし、同年度に1個を補助対象とします。補助金額は、購入価格の2分の1以内の額とし、3,500円を限度とします。

▷電動生ごみ処理機

生ごみを機械的に処理し、減量化又堆肥化する「乾燥型」の電動式処理機（生ごみを粉碎処理し、下水道等に排出するものを除きます）。数量は、一世帯につき1台となります。補助金額は、購入価格の2分の1以内の額とし、25,000円を限度とします。

■補助対象者

- ・南幌町内に居住している方。ただし、事業所等は除きます。
- ・購入した容器、処理機の設置及び生産された堆肥を使用する土地を所有または借地している方。
- ・購入した容器を直ちに設置し、適正に維持管理できる方。

■補助台数

- ①生ごみ堆肥化容器 20個 ②電動生ごみ処理機 8台

■受付期間・場所

■期間 5月2日(月)～10月31日(月) ※補助個数及び台数に達し次第締め切りとなります。

■場所 住民課環境交通G

■取扱店

▷生ごみ堆肥化容器：南幌町農業協同組合 (☎378～2231) ホームマックニコット南幌店 (☎380～4000)

▷電動生ごみ処理機：ホームマックニコット南幌店、(株)高松商店 (☎378～2421)

■購入の流れ

- ①住民課環境交通Gへ申請書を提出
 - ・住民課環境交通Gに据置している申請書に必要事項を記入、押印のうえ提出してください。
- ②補助金の交付決定
 - ・南空知公衆衛生組合から補助申請者へ「交付決定通知書」、「受領書」、「委任状」が送付されます。
- ③容器の購入
 - ・②で送付された書類を持参のうえ、取扱店で購入してください。支払金額は、商品代金から補助額を差し引いた金額となります。なお、交付決定日から1ヵ月以内に購入してください。

■お問い合わせ

住民課環境交通Gまたは、南空知公衆衛生組合 (☎0123～88～3900)


広告

みどり野園芸地で野菜を作ってみませんか？

みどり野園芸地運営協議会では、南幌町南15線西10番地にて管理する園芸地を、野菜作りに興味を持ち希望する方に提供しております。

耕作面積は、一区画18坪程度で有償（一区画1,000円）にて18区画を予定しています。「野菜を作ってみよう」とお考えの方、次のところまでご連絡ください。

みどり野園芸地運営協議会
会長 馬場三男
問合せ 事務局 菊田☎378～5185



役場
 公民館
 保育所
 小林本店さん

田園コースをたずきでつなぐ！

なんぼろ

Nanporo Riverside Relay Road Race 2016.7.17(SUN)

2016のリバーサイド駅伝

- ・大会日程：平成28年7月17日(日)
- ・場 所：なんぼろリバーサイド公園及び周辺
- ・募 集：100チーム500名程度
- ・そ の 他：詳細は広報6月号に折込みします
- ・お問い合わせ：まちづくり課企画情報G